

千代田区

商工融資あっせん制度のご案内

<令和8年度版>

千代田区では、区内中小企業の振興を図るため、中小企業者の事業経営の安定向上を目的とした融資あっせん制度を設けています。

千代田区商工融資あっせん制度は、金融機関から融資を受けることが困難な中小企業者の方々を対象に、企業の実力と信用で資金調達ができるようになっていただくため、千代田区、東京信用保証協会並びに指定金融機関の三者の協調により、融資をあっせんする制度です。区が利子の一部を負担するので、低利の融資を受けることができます。

【申込み予約のお願い】

申込み受付時に中小企業診断士が経営アドバイスを行っております。このため、Webで申込み日時のご予約をお願いします。



<http://www.city.chiyoda.lg.jp>

【問合せ先】

千代田区商工観光課
経営相談・融資担当

〒102-0074

千代田区九段南1-6-17
千代田会館（8階）

TEL. 03 (5211) 4344

FAX. 03 (3261) 5908

【交通機関】

地下鉄「九段下駅」下車 4番出口より徒歩5分



商工観光課は区役所向かいの千代田会館8階です。
エレベーターで8階へ、出て左に進んでください。

1. 千代田区商工融資あっせん制度資金一覧

【令和8年4月1日現在】

	資金名	代表者区分 ^(※)	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間	返済方法	保証料補助																																																																																																																								
①	営業資金	区民	2,500万円	2.3%以下	1.0%	1.3%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	元金均等割賦返済	—																																																																																																																								
		一般			0.5%	1.8%以下				②	設備資金	区民	3,000万円	1.0%	1.3%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	—	一般	0.5%	1.8%以下	③	小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	1,000万円	1.8%	0.5%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	0.7%	1.6%以下	—	④	地球温暖化 環境対策特別資金	区民	1,500万円	1.9%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	0.8%	1.5%以下	—	⑤	団体資金		3,000万円以内	0.8%	1.5%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	—	⑥	年末特別資金	区民	1,000万円以内	2.2%以下	1.7%	0.5%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	全額補助	一般	0.7%	1.5%以下	—	年末特別資金受付期間：令和8年10月20日(火)～11月25日(水)										⑦	起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	2.0%以下	1.6%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,500万円以内	★	⑧	小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								細目	(1)小口営業資金	区民	2,000万円以内	2.1%以下	1.3%	0.8%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	0.6%	1.5%以下	★	(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内	1.3%	0.8%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	0.6%	1.5%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	1,000万円以内	1.7%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内
②	設備資金	区民	3,000万円		1.0%	1.3%以下	据置6か月以内を含む 7年以内		—																																																																																																																								
		一般			0.5%	1.8%以下				③	小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	1,000万円	1.8%	0.5%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	0.7%	1.6%以下	—	④	地球温暖化 環境対策特別資金	区民	1,500万円	1.9%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	0.8%	1.5%以下	—	⑤	団体資金		3,000万円以内	0.8%	1.5%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	—	⑥	年末特別資金	区民	1,000万円以内	2.2%以下	1.7%	0.5%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	全額補助	一般	0.7%	1.5%以下	—	年末特別資金受付期間：令和8年10月20日(火)～11月25日(水)										⑦	起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	2.0%以下	1.6%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,500万円以内	★	⑧	小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								細目			(1)小口営業資金	区民	2,000万円以内	2.1%以下	1.3%	0.8%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	0.6%	1.5%以下		★	(2)小口設備資金	区民		2,000万円以内	1.3%	0.8%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	0.6%	1.5%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	1,000万円以内	1.7%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	0.7%	1.4%以下	★		
③	小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	1,000万円		1.8%	0.5%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		全額補助																																																																																																																								
		一般			0.7%	1.6%以下				—																																																																																																																							
④	地球温暖化 環境対策特別資金	区民	1,500万円		1.9%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内		全額補助																																																																																																																								
		一般			0.8%	1.5%以下				—																																																																																																																							
⑤	団体資金		3,000万円以内		0.8%	1.5%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		—																																																																																																																								
⑥	年末特別資金	区民	1,000万円以内		2.2%以下	1.7%	0.5%以下		据置2か月以内を含む 11か月以内	全額補助																																																																																																																							
		一般		0.7%		1.5%以下	—																																																																																																																										
年末特別資金受付期間：令和8年10月20日(火)～11月25日(水)																																																																																																																																	
⑦	起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	2.0%以下	1.6%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助																																																																																																																								
		一般	1,500万円以内						★																																																																																																																								
⑧	小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。																																																																																																																															
		細目	(1)小口営業資金	区民	2,000万円以内	2.1%以下	1.3%	0.8%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助																																																																																																																						
				一般			0.6%	1.5%以下			★																																																																																																																						
		(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内	1.3%		0.8%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助																																																																																																																								
			一般		0.6%		1.5%以下		★																																																																																																																								
		(3)小口小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	1,000万円以内	1.7%		0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助																																																																																																																								
一般	0.7%		1.4%以下		★																																																																																																																												

(※) 代表者区分の「区民」とは、個人事業主で住所も千代田区の場合、または法人で代表者の住所が千代田区の場合に適用します。それ以外は「一般」となります。

★⑦起業資金は東京都制度「創業融資」、⑧小口資金は東京都制度「小規模企業向け融資(小口)」の要件を満たす方は、東京都の信用保証料補助(⑦起業資金は3分の2、⑧小口資金は2分の1)を受けられる場合があります。

(注) 責任共有制度

保証協会と金融機関とが適切な責任の共有を図ることを目的とした制度で、①～⑥の資金については、保証協会の保証割合が原則として「8割」となり、残りの「2割」は金融機関がリスクを負担します。ただし、⑦⑧の資金については、責任共有制度対象除外となるため、保証協会が「全額保証」します。

◎連帯保証人

- ・法人の場合…必要となる場合があります。ただし、原則としてその代表者以外の連帯保証人は不要です。
- ・個人事業者の場合…原則として連帯保証人は不要です。

◎保証料補助

区の信用保証料補助の対象となる資金については、後日(融資実行後概ね3か月程度)、金融機関を通じて振り込みされます。なお、区の保証料補助を受けた資金について、繰上返済(借換を含む)による信用保証料の返戻金がある場合は、必ず区に返納していただきます。このため、信用保証協会に対し、返戻額の確認を行わせていただきます。また、返納が行われない場合は、今後の融資あっせん申込みを受け付けられません。

★ 借換制度（既存資金の借換一本化）

既に借入している区制度融資の融資残額の返済を条件とした融資（新たな資金調達を含めて一本化）です。これにより、毎月の返済額の負担を軽減します。

- ①利用対象資金：営業資金、小規模企業特別資金（営業）、小口営業資金、小口小規模企業特別資金（営業）
- ②返済対象資金：団体資金及び年末資金を除く全ての資金。ただし、原則として元金返済開始より1年以上経過していること。また、責任共有制度【対象】資金を【対象除外】資金で借換することはできません。
- ③資金用途：運転資金のみ（設備資金は不可）
- ④利用方法：異なる金融機関本支店間の借換の場合は、返済対象機関の同意が必要です。
- ⑤据置期間：ありません。

特例措置について

各特例措置は併用出来ません。

1. 経営安定化支援特例措置

1ページの資金のうち①～③（営業資金・設備資金・小規模企業特別資金）を利用する場合、次のいずれかに該当すれば以下のとおり利子補給率や信用保証料補助を優遇します。

- (1)中小企業信用保険法第2条第5項第1号～4号または6号（セーフティネット）の認定取得事業所
- (2)同法第2条第5項第5号（不況業種）の認定取得者または同号で適用される指定業種以外の業種を営む事業所で、売上高等の状況が第5号の認定基準を満たす事業所

※(1)については責任共有制度対象除外（信用保証協会の保証は10割）で資金名に「経営」と付きます。

(2)については責任共有制度対象（信用保証協会の保証は8割）で資金名に「準経営」と付きます。

【令和8年4月1日現在】

	資金名	代表者区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間	返済方法	保証料補助
①	営業資金	区民	2,500万円以内	2.3%以下	1.5%	0.8%以下	据置6か月以内を含む	元金均等割賦返済	全額補助
		一般			0.8%	1.5%以下	6年以内		—
②	設備資金	区民	3,000万円以内		1.5%	0.8%以下	据置6か月以内を含む		全額補助
		一般			0.8%	1.5%以下	7年以内		—
③	小規模企業特別資金（営業）（設備）	区民	1,000万円以内		1.9%	0.4%以下	据置6か月以内を含む		全額補助
		一般			0.9%	1.4%以下	5年以内		—

●各資金の利用口数制限の範囲内で利用できます。

2. 町会等加入企業の特例措置

代表者区分が「一般」でも、町会または商店街振興組合・千代田区商工業連合会（以下町会等）に1年以上加入しており（見込みを含む）、引き続きその活動にご協力いただける事業者を対象に利子補給率を0.1%加算いたします。

ただし、この特例措置を利用中に町会等を退会した場合は、本特例措置を利用した資金終了まで融資幹旋の対象除外となり、次回以降本特例措置の利用はできなくなります。

（申込時及び本特例措置を利用中に次の融資あっせん申込時に、町会等の会費の領収書等で加入状況を確認させていただきます。）

※利用対象資金：営業資金、設備資金、小規模企業特別資金、小口営業資金、小口設備資金、小口小規模企業特別資金

※特例措置の対象となる団体については、区のホームページでご確認ください。

3. 災害対策特例措置

区内で発生する小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業者を対象にした特例措置です。

- ①利用対象資金：営業資金、設備資金、小口営業資金、小口設備資金
- ②資金用途：ア. 火災、風水害及び大規模事故等による被害の復旧に要する資金
イ. 耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修に要する資金
- ③融資限度額：利用対象資金の範囲内

④利 用 口 数：1口

⑤利 子 補 給 率：ア. 営業資金、設備資金

・代表者区分が「区民」の場合……1.8%

・代表者区分が「一般」の場合……0.7%

イ. 小口営業資金、小口設備資金

・代表者区分が「区民」の場合……1.7%

・代表者区分が「一般」の場合……0.7%

⑥信用保証料：代表者区分が「区民」の場合は全額補助

代表者区分が「一般」の場合は、小口営業資金・小口設備資金に限り、東京都の信用保証料補助（2分の1）を受けられる場合があります。

4. 千代田区が推進する施策に取り組む事業所に対する特例措置

仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等に積極的に取り組む区内中小企業者及び千代田区が推進する環境マネジメントシステム（千代田エコシステム）の認証取得事業者には、以下のとおり利子補給率を優遇します。

	仕事と家庭の両立支援	「千代田エコシステム」への参加推進
必要要件	次のいずれかに該当すること ①「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録を行った者 ②「次世代育成支援対策推進法の規定による厚生労働大臣の認定（くるみん認定またはトライくるみん認定）」を取得した者 ③千代田区子育て推進課が実施する「次世代育成支援行動計画策定奨励金」の交付決定を受けた者 ④千代田区国際平和・男女平等人権課が実施する、仕事と家庭の両立支援にかかる助成金・奨励金の交付決定を受けた者	「千代田エコシステム（CES）」の認証取得事業者 ※「千代田エコシステム（CES）」とは、国際規格であるISO14001をもとに千代田区が独自に構築した、環境配慮行動を促進するための仕組みです。 詳しくは区の環境政策課（☎03-5211-4253）または（一社）千代田エコシステム推進協議会（☎03-5211-5085 https://chiyoda-ces.jp/ ）へお問合せください。
融資条件	①利用対象資金： 営業資金、小規模企業特別資金（営業） ②資金使途： 運転資金 ③融資限度額： 利用対象資金の範囲内 ④利 用 口 数： 1口（再利用不可） ⑤利 子 補 給 率： ア 営業資金 ・代表者区分が「区民」の場合……1.2%（本人負担利率1.1%以下） ・代表者区分が「一般」の場合……0.7%（本人負担利率1.6%以下） イ 小規模企業特別資金（営業） ・代表者区分が「区民」の場合……1.9%（本人負担利率0.4%以下） ・代表者区分が「一般」の場合……0.8%（本人負担利率1.5%以下） ⑥信用保証料： 利用資金が小規模企業特別資金（営業）で、代表者区分が「区民」の場合に限り全額補助。	
必要書類	9ページ「6. あっせん申込みに必要な書類」のほか、「家庭と仕事の両立支援推進企業」登録申請受付受理書、「くるみん認定またはトライくるみん認定」を受けたことがわかる書面、千代田区発行の交付金・助成金等の交付決定通知書などの写し。	9ページ「6. あっせん申込みに必要な書類」のほか、「CES認証書」の写し。

2. ご利用できる方

以下の条件を満たしている方（ただし、起業資金は除きます）

- ①中小企業信用保険法に定める中小企業者で、
 - ア. 法人の場合：区内に本店（本店登記かつ営業実態が同一場所にあること）を有していること
 - イ. 個人事業者の場合：区内に主たる事業所（事業実態が同一場所にあること）を有していること※個人事業で不動産賃貸業を営む場合は、原則として自宅を主たる事業所とみなします。
- ②区内において引き続き1年以上、事業を営んでいること
※法人の場合、千代田区における会社設立日または千代田区への移転日として登記簿に記載されている日から起算します。（個人事業から法人成りした場合はお問い合わせ下さい）
- ③最近1年間に納付すべき事業税・住民税を完納していること
- ④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ⑤資金使途がはっきりしていること（見積書・決算書・試算表等で資金使途が確認できることが条件）

※利用できない方

- ①本店登記が千代田区にあっても、1年以上の営業実態が千代田区にない方、または営業実態が確認できない方（バーチャルオフィスの方は利用できません）
- ②金融業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人、学校法人、社団法人・財団法人（医業の場合を除く）等を営んでいる方
- ③資金使途が税金の支払い・債務の補填・生活資金・住宅資金・投機資金・出資金・株券その他の有価証券の取得金等事業資金以外の方。資金使途が不明確、または確認できない方
- ④千代田区商工融資の「町会等加入企業の特例措置」を利用中に町会等を退会し、その事実が確認された時点から当該資金が終了するまでの方
- ⑤暴力団、暴力団員等及び暴力団が経営を支配していると認められる関係等を有している方

※ご利用時の注意点

- ◎利子補給は、次のいずれかに該当した場合は終了します。
 - ①千代田区外に転出した時（千代田区内での移転でもバーチャルオフィスに移転した時は終了となります。）
 - ②事業をやめた時
 - ③代位弁済になった時
 - ④返済条件の変更等により利用している資金の融資期間を超えた時
- ◎住所、代表者名等が変わった場合には金融機関を通じて速やかに報告してください。